

平成28年度 第4回
高野町農業委員会 定例会

議 事 録

平成28年7月14日開催
(公開用)

高野町農業委員会

平成28年度 第4回 高野町農業委員会 定例会

下記のとおり、高野町農業委員会定例会を招集した。

開催日時 平成28年7月14日（木）

●開会時刻 午前10時00分開会

●開催場所 高野町役場 2階 大会議室

●出席委員 1番 井阪晴美 2番 辻本一 3番 下名迫勝實
4番 井手上治己 5番 尾家富千代 6番 柳葵
7番 久保良作 8番 上田静可 10番 梶谷廣美

以上9名出席

●欠席委員 9番 中林敬

以上1名欠席

●事務局員 事務局長 中尾司
事務局員 門谷佳彦 垣内宏樹 岡田健司

●関係者

●議事事項 議案第3号 農地法第35条第1項に基づく通知について
議案第4号 農地法第35条第3項に基づく通知について
協議第3号 平成28年度農地パトロール（利用状況調査）実施
要領の一部改正について
報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

●議事内容 次のとおり

*****午前10時00分 開会*****

事務局（岡田健司）

おはようございます。定刻となりましたので、平成28年度第4回高野町農業委員会定例会を開催致します。

さて、本委員会ですが、本日出席委員9名、欠席委員1名。欠席委員は9番、中林委員です。高野町農業委員会会議規則第9条による規定数を超過しておりますので、本日の本委員会は成立していますので御報告いたします。

それでは、事務局長より御挨拶いたします。

事務局長

皆さん、おはようございます。

せっかくの梅雨の晴れ間ですけど、皆さんお集まりいただきましてありがとうございます。本日は議案2件、協議1件、報告1件です。御審議のほどよろしく申し上げます。それではよろしく申し上げます。

事務局（岡田健司）

ありがとうございます。

続きまして、高野町農業委員会会議規則第28条に基づく議事録署名委員を、事前に議長より御指名いただいております。本日の署名委員は、7番、久保委員、10番、梶谷委員に申し上げます。

続きまして、議長の選出について、高野町農業委員会会議規則第8条により、本委員会の会長となっておりますので、柳会長、よろしく申し上げます。

議長

改めまして、こんにちは。

それでは、いろいろと暑い日が続いたり、また雨、雨と言ってもこの辺はまだ・・・ましでしたけども、九州のほうは大変そうです。これから暑くなるところで毎年よろしゅうしていただいて。

それでは議題に沿って行いたいと思います。さて、議案の第3号「農地法第35条第1項に基づく通知について」、事務局より説明お願いいたします。

事務局（岡田健司）

議案第3号、「農地法第35条第1項に基づく通知について」、このことについて、平成27年農地利用意向調査の結果、別添の農地所有者等から、農地中間管理事業を利用する旨の意思表示があったので、農地法第35条第1項、昭和27年法律第229号の規定に基づき、和歌山県農地中間管理機構（和歌山県農業公社）への通知について審議願いたい。平成28年7月14日提出、高野町農業委員会会長、柳葵。

次のページをごらんください。

こちらに載っている農地の所有者の方が中間管理事業の農地利用意向調査の結果、中間管理事業を活用するという意向があった方です。農地法第35

条第1項に基づき、別添の農地所有者等を和歌山県農地中間管理機構へ通知いたします。

また意向調査において、所有者等を覚知できない場合、農地法第32条第3項の規定に基づき公示を行い、所有者等の申し出がない場合、課税の対象外となります。

以上です。

議長 　　ただいま委員より説明ありましたが、御意見などございますか。ないですか。

各委員 　　（「はい」の声あり。）

議長 　　異議がないようですので、議案第3号につきまして可決したいと思います。
　　続きまして、議案第4号「農地法第35条第3項に基づく通知について」事務局より説明お願いいたします。

事務局（岡田健司）

　　議案第4号「農地法第35条第3項に基づく通知について」、このことについて、平成27年農地利用意向調査の結果、別添の農地所有者等から農地所有者代理事業を利用する旨の意思表示があったので、農地法第35条第3項（昭和27年法律第229号）の規定に基づき、農地利用集積円滑化団体（紀北川上農業協同組合）への通知について審議願いたい。平成28年7月14日提出、高野町農業委員会会長、柳葵。

　　農地法第35条第3項に基づき、別添、下に載せています農地所有者を農地利用集積円滑化団体へ通知いたします。

　　また農地法の運用についての制定について、第3の4の（3）に基づきまして利用意向調査を実施した場合、その農地の状況等について速やかに農地中間管理機構に情報提供を行うこととなっております。

　　この場合は、中間管理事業を行わない場合も中間管理機構に通知することが先ほどの農地法の運用の第3の4の（3）で決まっております、その結果といたしまして、中間管理事業を利用しない場合においても、情報提供を行った場合、1号の遊休農地の全てについて、依然話していましたが課税強化をされるということがなくなります。全ての1号遊休農地について課税の対象外となります。

以上です。

議長 　　はい、ありがとうございました。
　　ただいま事務局より説明ありましたが、御意見などございますか。
　　はい、どうぞ。

井手上委員 4番、井手上です。

対象になるのは、この前説明があって、農振地域だけとかという話だったのでないんですか。

事務局（門谷佳彦）

課税強化の対象となるのは、現行の税制相続整理を受けている農業近郊地域の農用地内に限ります。ただそれもあるんですけど、農地中間管理事業の運用として、農地中間管理事業が農用地以外の農地においても貸借、もしくは借り受けできるために、農地の流動化を図る上で合わせて農振地域外の対象者に・・・通知をする旨で、ここに載っていない分の、通知をする分の35条3項に基づく利用円滑化団体を利用する者は農振地域外の方も入っております。

この分については、農地の流動化を図るという観点から、農地中間管理機構に対して通知を行うんですけど、農地中間管理機構においては、法律上農用地でしかないということで、単に断られるだけなので、よく通知する、案内するというだけで、受けませんと返ってくるだけなんです。

その他、課税強化になって、この意向調査、35条1項で出ていない人については、こうして所有者が覚知できない旨を6カ月間の公示を行って、申し出等がない場合については覚知、所在不明ということで処理をして、その方についても同じく課税の対象とはならないということが6条のほうに書いていただいております。

議長 はい、ありがとうございます。いいですか。

井手上委員 ちょっとわかりにくい。

ここに農用地とは違うところが入っているので、ちょっと聞かせてもらっただけのことです。

議長 そうですか。

事務局（門谷佳彦）

そうですね、厳密に言うと、農用地と違うところは削除したほうがわかりやすいのはわかりやすいんですけど、情報提供として、こういうところもありますよというのを送る必要があるんですが、実際に送るときはそういうことも、どっちにしろ、向こうは受けてくれないので、農用地外のところについては、削除した上で通知するようにはするつもりです。

35条の3項に関しては、農用地に限らず農協がやる部分でございますので、この辺に関しては農振地外を含めた上で全て載せるというところなんです。

議長 はい、ほかにないですか。なければ、議案第4号について可決したいと思

います。いいですか。

続きまして、協議第3号「高野町農業委員会農地パトロール（利用状況調査）について、実施要領の一部改正について」について、事務局より説明お願いいたします。

事務局（岡田健司）

協議第3号「平成28年度農地パトロール（利用状況調査）実施要領の一部改正について」、別添のとおり、実施要領の一部を改正したいので協議願いたい。平成28年7月14日提出。高野町農業委員会会長、柳葵。

次のページをごらんください。新旧対照表がございます。

高野町農業委員会農地パトロール実施要領の一部改正についてですが、今回新旧対照表のとおり、第3条の（7）と（8）が追加されます。それが改正される部分です。

次のページに改正された実施要領が載っております。

以上です。

議長 ありがとうございます。ただいま事務局より説明ありましたが、御意見などございませんか。

事務局（門谷佳彦）

補足説明ですが、以前に利用意向調査、利用状況調査のときをお願いしていることと内容はさほど変わっておりませんので、それ以降に農業会議のほうからこのパトロールの実施要領の追補版というのが発行されたことに伴って、一部前回の実施要領でなかった分について、改正をさせていただいているものでございますので、現地における作業、従来どおりの確認作業等についての変更等はございませんので、その辺につきましては、引き続き9月の農業委員会定例会を目的に実施状況をお願いいたしますよう、よろしく願いたします。

議長 はい。ありがとうございます。そのとおりでよろしいので、皆さん、御協力をよろしくというので。ほかに何か御意見ございませんか。

井阪委員

1番、井阪です。

この太陽光パネルをされているところは、（6）番にしておいたらよろしいですか。（1）から（6）まで。

事務局（門谷佳彦）

転用しているところですよ。太陽光パネルのところ、ここに載っている営農型発電設備（太陽光パネル）というのは、転用のパネルではなくて、従来の農地の上にかさ上げをした状態で太陽光の発電パネルを載せた分の一時

転用に当たる分の太陽光パネルになります。

今回高野町でやられている、富貴でやられている太陽光パネルについては、農地法4条の転用になりますので、農地以外のものになりますので、調査対象になりませんので、ここに載っている分については下で稲作をしながら上に太陽光パネルを載せているパターンの分について、下がちゃんと営農計画どおり農地の作付等をやられているか。

その許可条件としては、通常する収量に対する割合が8割程度を保つということが許可の条件となっておりますので、それを保っているかどうかを確認するという意味で、ここに営農型発電設備の設置に係る農地について適正な営農状況の確認と書いてあるように、その営農がちゃんとなされており、かつ通常の8割減程度におさまっているかどうかの確認をする必要があるのですが、それを現地で確認していただくために、このパトロール実施要領に書いてあるんですが、本庁についてはその営農型発電についてはございませんので、どうか気にせず。

井阪委員 (6) 番にしておいたらいいんですね。

事務局(門谷佳彦)

調査対象のところに、もし入っていたら、それは転用地になっているので転用と書いておいてください。それが抜けています。

井阪委員 備考のところへ。

事務局(門谷佳彦)

書いてください。済みません。それは多分うちのほうでちょっと、調査表の抜け落ちで、本当はそこに載せたらあかんで、それは後で削除します、うちで。

もちろんそれはしていただいても結構です。

議長 ほかにないですか。

下名迫委員 3番、下名迫です。

(8)の「農業者年金制度にかかる特定処分対象農地の利用状況」、これは何、どんなこと。

事務局(門谷佳彦)

経営移譲年金を受けている方です。経営移譲年金を受けた方は、原則として全ての農地を耕作するという条件のもとに経営移譲年金として、これは特例付加ということで、通常の老齢退職より加算した分で年金を給付されているという背景があります。

日提出。高野町農業委員会会長、柳葵。

別添議案書のとおり、1件の届け出があり、農林水産省令の定めにより、申請者に受理通知書を公布しました。

以上です。

議長 　　ただいま事務局より説明がありましたが、何か御意見、御質問などございませんか。

事務局（門谷佳彦）

済みません。議案書の一番最後、12が2つありますので、13に変更してください。済みません。訂正が抜けております。

議長 　　異議がないようです。ないですか。

各委員 　　（「はい」の声あり。）

議長 　　異議がないようですので、報告第4号については以上です。

以上、予定していました議案審議は、全て終了いたしました。その他何か御質問、など、御意見ございませんか。

下名迫委員 　　3番、下名迫です。

ブドウでやるので違うんですけども、苗がないのでちょっと延びている仕事やけども、ブドウだけでも単純に仕上がれないかな。

事務局（門谷佳彦）

聞いておきます。

下名迫委員 　　かなり延びている。

事務局（門谷佳彦）

わかりました。徹底管理するように、うちから言っておきます。もしそんなのあったら、ちょいちょい言ってください。こっちから言います。

下名迫委員 　　あれはまだ売れる予定はない。

事務局（門谷佳彦）

ことは苗木の関係でちょっとしんどいみたいやけど、来年ちょっとする予定はあると聞いております。またそのとき、もしかしたら・・・。

下名迫委員 　　皆がどうなっているのだろうと聞くさかいに。

事務局（門谷佳彦）

一応今年度に関してはちょっと苗木の関係では難しかったんですけど、29年に向けてはやるというふうには聞いておりますので、またちょっとその辺は綿密にして、やっていきたいと思っております。

下名迫委員 わかりました。

事務局（門谷佳彦）

済みません、あと、一つその他で、きょうお配りした資料の中で熱中症対策のプリント、こちらの資料をお配りしていますので、またこれから暑くなる時期になりますので、農作業のときに注意していただいて、周りの農家の皆さんにも周知していただきますようお願いいたします。
以上です。

議長 はい。

事務局（門谷佳彦）

それと、これ、添付資料があと2点か3点ほどあるんですが、まず1点目が、農業会議のほうからの配付書類でございますのでまたごらんになっていただければと思います。多分この間の農業会議の総会のこと、農地パトロールのことが記載されておりますので、ごらんになっていただければと思います。

もう一つが、農地中間管理機構、地域の人と農地の問題を解決しませんかという、・・・のパンフレットを入れております。これにつきましては、農業者の皆さんも高齢になられていますし、地域の方も高齢になられています。このまま放って行くと耕作放棄地しか残らないので、それを新しい人を探すということを、地域ぐるみで考えていきましょうよというパンフレットと、農地中間管理機構を活用しませんかというところがございますので、またごらんになってください。

もう一つ最後は、カラー刷りの「狩猟の魅力研修」というのを入れさせていただいております。これについては、和歌山県の鳥獣対策室というところが主催で、平成28年の7月の23日の土曜日なんですけど、JA和歌山、和歌山市内にあります、ちょっと和歌山インターの近くに直帰で何人か来るんですけど、その中央営農センターというところで午後1時半から4時半まで、狩猟の魅力に対する講習会というのがございますので、ぜひ御興味等られる方、もしくは担当地区のほうでこういう資料に関して興味がある方がもしおられましたら、この申請用紙を使っていただいて、和歌山振興局もしくは鳥獣対策室に申し込んでいただけたらと思います。

内容としては、最近減っている銃猟のこと、銃猟の就業者が減っていますので、銃猟の魅力であったりとか、ジビエ料理とか、そういうことをやられ

るようでございますので、またぜひ御興味等と、また和歌山市なのですが、時間等ありましたらのぞいていただければと思います。

またそれで狩猟免許を取りたいよって、もし委員さんとか思われたら、町のほうでも補助制度がございますので活用していただければと思います。以上でございます。

議長 ほかにないですか。何か御質問とか意見。いいですか。

各委員 （「はい」の声あり）

議長 どうもありがとうございました。

事務局（岡田健司）

ありがとうございました。

*****午前10時40分 開会*****

この会議録は、高野町農業委員会事務局で作成したものであるが、その内容の正当なことを証するため、ここに署名する。

平成28年7月25日

会 長 _____

署名委員 7 番 _____

署名委員 10 番 _____

※署名については、別紙原本にて行っています。

※この議事録は公開用に作成している為、個人情報に配慮し公開しています。